

## 借金をさせて強引に契約を迫る手口に注意！！

**Q** 動画配信アプリで副業の広告を見つけ、その事業者の無料通信アプリに登録した。事業者から副業の説明をするという電話があり「副業で儲かるためにサポートする」と言われて 20 万円と 40 万円のサポートコースを勧められた。「学生なのでお金がない」と断ったが「消費者金融からいったん借りて儲けが出たら返済すればいい」と言われ、私のスマホを遠隔操作できるアプリをインストールするよう指示された。申込画面を開き指示されるまま、2 社から 60 万円を借り、事業者の指定口座に振り込んだ。母に見つかり「借金をしてまで副業をするのはおかしい」と言われたので解約したい。

(20 歳代 男性)

**A** 投資や副業などの契約をする際に「もうかるから借金は返せる」と言われても不確実な話で、借金を返せる保証はありません。初期費用の回収見込みがないのに借金を抱えることは極めてリスクの高い行為です。

「お金がない」と断っているのに貸金業者やクレジット会社から借金をするよう持ちかけ、強引に契約をさせる場合があります。「みんな借りてる」「すぐにお金を取り戻せる」などと言われても鵜呑みにしてはいけません。断りにくくても望まない契約なら「いりません」「やめます」ときっぱり断ってください。また、インストールしてしまったアプリはすぐに、アンインストールし、事業者に見られた可能性がある ID やパスワードを変更しましょう。

困ったときは 一人で悩まず早めにご相談ください。

消費生活の  
ご相談は

**美幌町消費生活センター**（しゃきっとプラザ 2 階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）